

井上光貞氏の「邪馬台国の政治構造」に対する批判

牧 健 二

右の題名の井上博士の論文は『シンポジウム邪馬台国』の巻頭論文であるが、旁題に私の名をかけ、末尾に「牧学説との対決をこの論文で体系的に試みたつもりである」とあって、いわば私に対して果状をつきつけられた格好になった論文である。だから私としても、これに応答すべき責任を感じ、次に博士の論文に対する所見を述べようと思う。

一、井上氏は、この論文でも女王国と邪馬台国とを同視されているが、変わったところは伊都国以後を榎説に従って放射的列挙的により、連続的読み方をすてられた点に存する。また先に榎説をとられなかったとき、その理由として「自_二女王国_一以北、其戸数道里可_二略載_一」という原文との関係上、女王国は邪馬台国と同一であるにかかわらず、榎氏の如く投馬国を日向の妻に求めるとすると、筑後の山門郡にあったはずの女王国よりも明かに南方にある投馬国が、女王国よりも北にあったことになって矛盾するからよくないと説かれていたのに対し、右の論文では榎説を全面的に採用されると同時に、原文の読み方を変更し、上記の引用文と伊都国以下投馬国までの四国の戸数道里の記載との間は一応文が

切れていて、この文はそれにつづく「其余旁国」の国名を書きおこす文とみる方が自然であるから、投馬国以前は皆邪馬台国より北になくてはならないと読むのは提われた考え方であろうといい、投馬国を日向におく説に賛成されたのである。

だが私は「自_二女王国_一以北、其戸数道里可_二略載_一」という文について新解釈を行ない、且つ邪馬台国を女王国と同視する説を否認している。管見では『シンポジウム邪馬台国』に書いたとおり、倭人伝の行路記事はすべて前漢書の書例を踏襲しているので、「戸数道里の略載」は同書西域伝の総説の終に書かれている「戸数道里遠近詳実矣」に対応する文句だと考えた。そして西域伝中の各国の戸数道里の記載が十位又は一位の数字にまで下っているのに対し、倭人伝における里数と戸数の記載は百位以下に下るものなく、且つ里数を示し戸数里数について「有」の字を用いて正確な数字であることが断言されているのは、対馬国から不弥国までの六国に限られているのであるから、戸数道里が略載されている女王国より以北は不弥国までであると断定したのである。これに反し投馬と邪馬台の二国は里数を示さずして日数であり、戸数

は「可」の字を使って推定に止めているから、これを戸数道里の略載とはいえぬ。また水行二十日だの水行十日陸行一月だのという遠距離については、「道」に属する方角も確かだとは限らぬ。倭人の言に従うて書くがこの二国については保証できぬというのであって、投馬・邪馬台の二国は「其余旁国遠絶、不可得詳」の中に属するのである。前漢書の書例というルールを守って原文をよむならばこの読み方が正しいと信ずる。そうしてこの読み方に従うてよむならば、投馬・邪馬台の二国の中の投馬国だけが「自女王国以北」の中に属するのではない。また二国とも戸数道里が略載されていないのだから投馬国が邪馬台国の北でなければならぬというような問題は生じない。兩國とも伊都国の南方にあって、投馬国は伊都国から水行二十日の位置にあり、邪馬台国は伊都国から水行ならば十日・陸行ならば一月の位置にあったとよむのが倭人伝の正しい読み方であるといわざるをえない。このように読むならば、投馬国の所在地を日向に求めるために井上氏のような明に不自然な読み方をしなくてもよいのである。

二、井上氏は邪馬台国を女王国と同視されている。これはむしろ従来の通説であるということができる。併し私は両者を同視することはできない。これは通説に関連しているから重視せざるをえないが、倭国の範囲をどこまでと見るかに関連しているのである。これに関し井上氏は「邪馬台国は三十に近い政治的団体の上に君臨していた。この場合、宗主国ともいふべき邪馬台国と区別して、この従属国を含む政治集団の全体を何とよぶべきかは一つの難問である。倭人伝には邪馬台国という名のほかに女王国・倭国などの名もみえているが、このうち倭国という名をそれに当て

ることも一つの考え方であろう。しかし、なお問題があるし、況んや学説史的に未熟である。他方、この総体を連合と称することも広くおこなわれている。この連合という語は概念規定上問題も残されており、それはあとで述べるが、ここではしばらくこの用語を使っておきたい。ところで、邪馬台国の支配の及んだ限りの、この邪馬台連合の全体はどのようなものであったか」といって、それから伊都国におかれた一大率のことなどを述べておられる。

この引用文でわかるとおり井上氏の説では邪馬台国は三十に近い政治団体の上に君臨した宗主国ともいふべきものであって、この政治集団を倭国と称ぶことも一つの考え方であるが疑問がこの点といい、結局邪馬台国連合という名称を与えられているのである。だが私は邪馬台国と女王国と同視することはできない。また邪馬台国を三十国に近い国々を含む政治団体の上に君臨した宗主国であったと見ることもできない。それからまたこの政治団体を倭国とよんだり邪馬台国連合とよんだりすることもできない。なぜこのように井上氏と全く見解を異にするかといえ、まず邪馬台国を女王国と同視する通説の主要なる根拠は、邪馬台国は「女王之所都」とある上に、「自郡至女王国万二千余里」とある文の女王国が恰も邪馬台国に相当する距離の位置にあるということに存するのであるが、それは漢文の書例を無視したよみ方である。前漢書の西域伝は前述の如く倭人伝に対して戸数道里の記載の書例を示しているが、それによると国と国との間又は郡と国との間の距離は、両方の治所の間の距離である。これは唐の杜佑の通典の州郡志においても同じである。また「女王之所都」というのは読んで字の如く、女王国の女王の都の所在地というこ

とである。だから「自_レ郡至_二女王国_一「万二千余里」というのは、
带方郡の治所から女王国の治所即ち女王の都する所である邪馬台
国までが一万二千余里だという意味である。

こんなわかりきったことが、これまでどうして誤解されてきた
か、実にふしぎなほどであるが、それは倭人伝の倭の字を倭国と
同視するという誤解に由来すると思うのである。そして井上氏が
同じ読み方であることは狗邪韓国を倭国の北岸とよんでいられる
ことによつて分かる。「其北岸狗邪韓国」の其の字は文脈上倭の
字に当たるが、倭人伝に出る倭の字には倭人又は倭地という意味
はあるが、倭国という意味はないのに、それを倭国と誤解したの
は、実に後漢書の倭伝に由来する。後漢書が倭の三十許国を倭国の
構成国としているのがそもそも倭人伝誤読の原因をなしている。

倭人伝が倭の三十国と書いているのは倭人又は倭地の三十国のこ
とで倭国の三十国ではないが、後漢書は范曄が後漢書を書いた劉
宋の時代の倭_一倭国の觀念に従うて魏志の倭人伝をよんだので、
誤つて倭_一倭国の三十許国に皆王があると書いた。これが後世を
誤っている。そして井上氏は対馬国以下の三十許国を邪馬台国を
宗主国とする政治団体と見られていることは上記の引用文で知ら
れるとおりである。然るにこの政治団体を何と名づけるかについ
て迷うていられる。結局三十許国の政治団体を邪馬台国連合とよ
ばれているが、これは後漢書のよみ方を基礎にして、その大王の
国家観を連合体に改められただけのものである。

幸に後漢書と異なつてこの政治団体を女王国と名づけてはいら
れない。倭人伝が三十許国を女王国とよんだりするようなことは
絶対にありえない。もし対馬国以下の三十許国が女王国の中には

いるなら、「自_二女王国_一以北」とよばれた地方は、三韓の地方で
なければならないという至つてこつけない結果になるからである。
然るに井上氏はこの政治団体に倭国という名を当てることも「な
お問題があるし、況んや学説史的に未熟である」といわれる。狗
邪韓国を倭国の北岸だといわれる井上氏は当然これを倭国とよば
るべきではないか。それなのにそうはいわれない。ふしぎである。
そうして結局邪馬台国連合という特色ある名称でよばれるようにな
った。井上氏の前記の引用文の部分は矛盾にみちていて全く不
可解である。井上氏自身がその矛盾のためにまよわれていること
は、前記の引用文をよむ人が必ず気づくところであらう。

三、倭国に関する井上氏の上記の如き不可解な混亂は、井上氏
が邪馬台国連合と名づけられている、邪馬台国を宗主国とする三
十許国から成る政治団体を、井上氏がいかなる者と見られている
かに関連するはずである。このことは前記の引用文によつて当然
いえるはずのことである。そこで井上氏の邪馬台国連合に関する
所説を伺うことにしよう。氏は「この統合体には、部族連合とみ
てもさしつかえないような面と、既にその域を超えて原始国家と
いった方がよさそうな面が混在している」ことを説かれる。「卑
弥呼共立の主体は倭人の国々であった」が、「それぞれの国は、
石器時代を脱したばかりの政治集団であるから、これを部族と見
るのも不当ではなく、卑弥呼の共立はこの点において「邪馬台
連合の部族連合的側面をあらわしたものとみるべきである。」然
るに邪馬台国の支配層が中央政府を構成し、諸国はその地方組織
のような観を呈しているのを見ると、「ここにあらわれた統合体
は、むしろ原始的国家とか王国とかいったものを連想させる。」

「邪馬台国を宗主とする政治的統合体の全体は、このように一面においては部族連合的であり、他面において原始王国であるが、倭人伝にみえるこの二元性はいかに理解すべきであるか。」といって、この二元性を解消するために「邪馬台国を宗主とする政治的統合体は二世紀の六〇年代前後の大乱のなかからうまれたその当座においてはまさに部族連合的なものであった。これに反して、三世紀の三、四十年代、魏の朝廷が、自己の使者や倭人の使者を通じてナマナマしく観察した時には、この統合体は、既に一つの原始国家となっていた、というのである」と説かれている。

井上氏のこの邪馬台国を宗主とする政治的統合体に関する論説をよむと、その二元性或は矛盾がどうしたら解消しうるかについて、井上氏がよほどなやまれていたりすることがわかる。そうしてその解決は右の紹介の最後に出ているとおりに、二世紀の六十年代前後の大乱後の卑弥呼共立の当座は部族連合的であったが、三世紀の三、四十年代になると原始国家になりかわっていたという、この統合体の本質的变化において見られると説かれるのである。併しながら二世紀の六十年代前後の大乱から三世紀の三、四十年代までのたかだか七、八十年の間に、そのような大変化があったと推定することが果して許されうるであろうか。倭人伝以下の史料にはこの推定を助ける材料は何ら存在しない。また新たにできた原始国家が女王台与の後は解体するほど弱々しいものであったといふこともふしぎなことではないだろうか。私はそのような推定をすることはもちろんむりなことであるのみならず、無用なことであると思う。なぜなら井上氏があげられたような部族連合と原始国家との二元性とか矛盾とかということは、本来存在しないこと

であるからである。

私は女王国の領域と前述の私の新説である「自『女王国』以北」の対馬から不弥までの六国の地方とを厳に区別し、女王国は筑後が中心部であり豊前の南半・豊後・肥前の東部と南部・肥後の珠磨郡以北の部分を含む地域を領土とした連合国家であったが、この女王国より以北の六国はこの女王国が領有する属領であったことを強調するものである。魏志は倭国が大乱の後倭国を構成した諸国の王が共同して女王卑弥呼を立てたのだから、倭国のことを女王国と称んでいるのである。女王国はそれ故に単一の王国ではなく、多数の王国が構成した連合国家であった。井上氏が考えられているような卑弥呼から始まる連合体ではなく、それ以前の男王を立てた時代からそうであった。これに対して「自『女王国』以北」の六国は女王国の属領地であったから、この二つの地域は厳重に区別されるべきである。それなのに従来の諸説はこの区別を立てず、北部の六国も所在地不詳の二十一国も投馬国もすべて邪馬台国に統属した政治団体として一体を成すものと考えてきたから、一方では女王国の女王は諸国王の共に立つる所であるという点を捉えて、二十九国を全部連合国家の中に入れる説があるかと思えば、他方では対馬から投馬国までの七国は伊都を除けば皆官名があるもので、二十九国から邪馬台国を除いた二十八国全部を邪馬台国の宗主権に服従した諸国と考えたりしてきたのである。

井上氏は邪馬台国を宗主国とする三十許国から成る政治団体があったと考え、これを邪馬台国連合とよび、それが連合体であると共に原始的な王国であるという二元性を有するものであり矛盾をおびたものだと言われている。そうしてその矛盾をとくために、

先に述べたように部族連合から原始王国への発展があったと考えられたようである。だが管見によると、これは、女王国は邪馬台国を盟主とする連合国家であったが、女王国より以北は女王国に隷属した地方であったという区別があるのに、それを区別されなかったから生じた誤解であると思う。女王国より以北の六国は女王国から伊都国におかれた一大率の檢察下に立ちそれを畏憚していた。また伊都国には国王があったけれども、代々女王国を宗主国としてその下に統属した。こんな国王には女王国王の共立に参加しうる連邦の構成員としての権利はなかったのである。なお日向にあったと推定される投馬国も女王国の官がおかれた国であったから、これを女王国や倭国の中に入れることはできない。倭の三十国から狗奴国を除いた二十九国を、一個の政治団体に属すると信じてきたのは、従来の倭人伝解釈に共通した誤解である。

四、井上氏は私が邪馬台国を女王国と同視される井上氏の説を重大な誤だと批判したのに対して、倭人伝の中に女王国という名が四箇所あるが、いずれも邪馬台国とよんでもさしつかえがない。女王国を連合体と見なければならぬ理由はないと主張して、それから四つの場合をあげていられる。それで次にはそれを吟味してみよう。

(1) 「伊都国」有千余戸、世有王、皆統属女王国云

この文について魏略には「(伊都国)戸万余、其国王皆属女王国也」とある。「女王」とあって女王国とはない」から、牧の解釈は無理ではないだろうかと云われる。だが倭人伝では女王国であるが魏略では女王だから、私の解釈がなぜ無理なのか。私にはその理由が分からない。女王国の主権者は女王にほかならないから、

倭人伝で女王国となっていて、魏略では女王となっていて、ならん可はない。問題は伊都国が女王国の下に統属した(井上氏は女王国が伊都国を統属するとよまれている)という関係が、連合国家である女王国に統属したのか、邪馬台国である女王国に統属したのか、どちらであるかという点に存する。私は連合国家だといひ、井上氏は邪馬台国だと主張される。阿説のどちらが正しいかといふことは、まずこの文を読むまでに、女王国を連合国家とよむのが正しいか、邪馬台国とよむのが正しいかであることであるが、それは次の文の読み方できまることである。

(2) 「自女王国」以北、其戸数道里可略載、其余旁国遠絶不可得詳」

井上氏は「この文の前には対馬以下伊都国までの治道諸国、及び不弥・投馬・邪馬台三カ国について戸数、道里及び官名などを一々記し、この一節の次には旁国たる二一国の名を列举してある。」「私はこの記事の女王国は邪馬台国であるとし、自女王国」以北とは前に列举した諸国、即ち戸数、道里及び官名を略載した国々をさすとする」と説かれる。これは井上氏が伊都国以後を新に放射的列举的に読まれると共に、投馬国と邪馬台国をも「其戸数道里可略載」という条件にかなった国だとされていることを意味する。井上氏は奴国を脱していられるがミスであろう。

ここに至って初めて、井上氏の邪馬台国「女王国説と牧の女王国」連合国家説との差を生じた理由が明らかになる。なぜなら私は「自女王国」以北の中に井上氏の如く投馬と邪馬台国との二国を含めず、不弥国までだと考える。その理由は「戸数道里の略載」という条件を前漢書の書例に従って嚴格に解釈するからであ

って、この論文の初において説明したとおり、対馬国から不弥国までが、この条件になかった戸数道里の略載がなされている。「自女王国」以北である。投馬・邪馬台の二国は略載の条件を備えていないから、「自女王国」以北には属しない。なお井上氏は私が投馬国だけは略載国から省いてくべきだと述べてようなことを書かれているが、これも失礼ながら井上氏のミスのように思えてならない。

「自女王国」以北」という表現の中に女王国が含まれているかいないかということが我々の間の争点になるのである。だからこれを正しく読むことを要する。私が「シンボジウム邪馬台国」で立証したとおり、魏志倭人伝の戸数道里の記載は前漢書の書例をおうて書かれたものである。「自女王国」以北」という表現もまた同様で、その書例は西南夷伝にあると同書頁五三に書いておいた。そこには西南夷伝の書例を引いておかなかったが、既にそれを書いた拙論がある（史林一九六二年第五号頁一〇二）。西南夷伝の冒頭から必要の部分を引きと、「自南夷以北、君長以十数、徙・梓都最大、自・梓以東北、君長以十数、冉・駹最大、（中略）自・駹以東北、君長以十数、白馬最大」とあるのがその書例である。この中には「自女王国」以北」と同じ形式の表現が三回くりかえされている。「自南夷以北」の分は引用が長くなるから省略するが、後の二つの文の中の「自・梓以東北」の中に梓を入れ、「自・駹以東北」の中に駹を入れると、梓と駹とは前地と後地とで二回出ることになるからよくない。正しく読むためには梓も駹も後地の中に入れてはならない。「自女王国」以北」もそれと同じ表現法であって、女王国を「自女王国」以北」の中に入れて読ん

ではならないのである。

この「自女王国」以北」の解釈の差が井上氏と牧との間の女王国観に作用することは当然であって、井上氏が通説とおり邪馬台国を以て女王国なりとされるに對し、私は女王国は「自女王国」以北」とよばれた対馬から不弥までの六國の地方よりも南にあって筑後を中心とする既述の地域を占めていたものと思う。そうしてこの女王国が前記のとおり女王国即ち倭国であり、倭国は女王卑弥呼を共に立てた諸国から成る連合国家であると断定するのである。このように見るならば邪馬台国は文字どおり「女王之所都」である。女王国の国都の所在地である。これを女王国だと思たりすることは絶対にできない。

またこの解釈にするならば、井上氏がなやまれたような投馬国を日向の妻に求めるための障害はなくなる。なぜなら伊都国以後の四國の中で奴・不弥の二國は女王国より以北に属するが、投馬・邪馬台の二國は女王国より以北に属せず、また邪馬台国は女王国だというようなこともなくなるから、投馬国が邪馬台国の北にあると南にあろうと、そのようなことは問題ではなくなるからである。井上氏は「自女王国」以北」以下の文とそれ以前の文とのかから具合を改めてよむことによって、氏の困難をきりぬけようとされているが、邪馬台国を女王国と同視する以上、たとい読みかえたにしても依然難関は難関として残るであらう。

(3) 「使（夫カ）大倭監之、自女王国」以北、特置一大率、檢・察諸国」

井上氏はこの文を以て、北九州沿岸諸國の連合を、対外交渉權の独占と軍事的必要から、檢察するために一大率をおいたとされ

るのであるが、私は「自『女王国』以北」は女王国連邦の属領地であつたから、一大率をおいたのは女王国に統属する諸国の警戒を厳にするために、被統属国を取締つたものと考ええる。前記の伊都国といえども、女王国に統属している点では他の五国と同一である。伊都国王は名は国王であつても、女王国「倭国を構成した諸国の王の如く、倭国王を共に立てる権利はなかつたのである。他の五国では元の国王が女王国に服従してその地方官になり変わっている。これらの六国は、おそらく曾て海洋同盟を結んでいただろう。そうしてその盟主は奴国であつただろうと思う。だが女王国の前身である南方の諸国の連合体によって奴国が亡ばされると同時にこの海洋同盟は解体し、それに属していた「自『女王国』以北」の諸国は征服者である女王国が伊都国において一大率の支配下に立つようになったのである。と考える。ところで前記の如く井上氏は投馬・邪馬台の二国をも含めて対馬国以下の八国を「自『女王国』以北」とされているのであるから、日向灘沿岸の投馬国と、有明湾沿岸の邪馬台国も、氏のいわゆる「沿岸諸国」の中にはいるわけだが、井上氏はそれでもよいのであろうか。私は一大率の検査下にあつた「自『女王国』以北」を不弥国までの六国の地方に限るのである。

なお井上氏は表記の引用文の初を「使(夫)大倭監之」とされているが、これはおそらく植村清二氏が「国国有市、交(易)有無、使(大倭監之)」という文の中の「使」の字を衍字なりとして文体を変更され、後これに賛同された栗原朋信氏は使の字はもとは「便」であつただろうと云われた説のあとをうけて、使は「夫」だろうというのが、井上氏の説であることを示すもので、「国国

有市、交易(有無)使(大倭監之)」という文の「大倭監之」を、「使」の字の変更によって上の「交(易)有無」につけず、下の「自『女王国』以北、云々」の文につける読み方を採られたものと思うが、そうだとすると井上氏は植村氏の如く大倭を大和国家と思つていられるのであろうか。もしそうだとすると、井上氏の女王国や「自『女王国』以北」は益々不可解なものになるであろう。併し私は植村氏の新説は陸行一月を一日に改めるような過失を犯すものだと考えている。その詳細は京都教育大学の『桃山歴史地理』第六号(昭和四十一年三月)に「魏志倭人伝の大倭を大和国家と見る説について」において論じておいたから、それにゆずる。

(4) 「女王国東渡(海)千余里、復有(国)、皆倭種」

井上氏はこの文について次の如く云われる。東の海とは豊後水道あたりをさし、その向こうの倭種とは四国、中国及び更に以東の日本人だとする牧の説に賛成であるが、「しかし、東は方角をさしたもので、必ず連接の意味を含むとはおもわれない。女王国は邪馬台国であつて、その東に諸旁国があつたのであるが、伝の筆者は、誰でも知っている邪馬台国即ち女王国を起点として倭種の居地はその東方にあると記述したのである」と。だが倭人伝の記載法を見ると、狗邪韓国から対馬国に向つて「始度(一海)千余里至(対馬国)」といひ、対馬国から一支国に向つて、「又南渡(一海)千余里、名曰(瀚海)至(一大(支)国)」といひ、更に一支国から末盧国に向つて、「又渡(一海)千余里、至(末盧国)」といひ三つの用例があるからそれらを参考すると、倭人伝が「東渡(海)」というときは、直に海を渡ることであつて、海までに広い土地があり国々があつてもそれをかまわず、東方の海を渡るといふ

ような云い方をしているのではない。ある国の東境が国であるときは、「東接何国」と書くのが魏志東夷伝の書例である。邪馬台国が古の山門県の地で、今日の福岡県山門郡をそのゆかりの土地である点では、井上氏と私は所見を一にするのであるが、その邪馬台国を女王国と同視される井上氏の見解には、私は前記の如く全く反対である。井上氏と私は女王国に関する国家観において全く異なっており、その基礎を成すものは女王国に関する地理観における相違である。そしてそれは「自女王国以北」と女王国との間の地理的關係において存在すると共に、邪馬台国と女王国との間の地理的關係においても存在するのである。

帯方郡から一万二千余里の位置にあった女王国というのは、帯方郡の治所から一万二千余里の位置にあった女王国の都の所在地に相当する。それはとりもなおさず、「女王之所都」即ち女王国の国都の所在地であった邪馬台国を、帯方郡から女王国までの距離表現の方式により、女王国と表示しているのにはかならない。邪馬台国は既に説明した女王国連邦中の一国である。そして上掲の「女王国東渡海千里云々」という場合は、邪馬台国がまさに女王国中の一国であったことを物語る絶好の史料である。この女王国は帯方郡と女王国との間の距離をはかる場合の女王国なる表現が、女王国の首都の所在地までの距離は女王国をはかる場合の女王国において存在することを示すための表現方法としての名義上の女王国ではなく、「自女王国以北」に対する地理上の女王国であり、女王国連邦を指す実質上の女王国である。この意味をおびた本来の女王国は倭国であって、この女王国は有明海沿岸にあった邪馬台国を首都の所在地としてその東西南北に広がる地方を

占めていたが、女王国の東限の地は東九州の海岸であった。上掲の原文はこのことを明示しているものであると考える。

井上氏の論文に対する管見は上記のとおりであるが、いつ果てるとも豫測できぬ邪馬台国論議は、管見では「シンポジウム邪馬台国」中の拙論「前漢書の書例に拠って解釋された邪馬台国・女王国・倭・倭国」の結論で述べたように、根本的には後漢書の撰者范曄が主として魏志の倭人伝を利用して倭伝を書くにあたり、彼の劉宋の時代の倭「倭国」という觀念の下に原文を読み、原文を誤読しているにかかわらず、後世の学者は中国でも日本でもこの後漢書の倭「倭国」の誤謬を継承したために生じたことであるから、その点を改めないかぎり解決しないと思う。実に倭人伝中の倭の字は倭人又は倭地を意味したが倭国を意味しない。それなのに後漢書は倭を倭国と同視し、対馬国以下の三十国から匈奴国を引いた二十九国を倭国の中に入れておるが、これがそもそも誤である。井上氏も基本的にはこの読み方であることは本稿中に述べたとおりである。倭人伝の倭は倭国ではなく倭地なることを知り且つ前漢書の書例に従って読むと、従来難解視されていたところがむりなく読めることは、「シンポジウム邪馬台国」の前記の拙論の示すとおりであると思う。ことにそれによって「自女王国以北」は不弥国までの六国の地方であったことが確定するから、女王国がその南にあったことも定まり、その国が女王卑弥呼を共に立てた諸国から成る倭国であったことも確定する。もし倭を倭国と見るならば、「自女王国以北」の認識を誤り、従って女王国及び倭国の認識を誤ることは必然的である。邪馬台国「女王国」論はその所産にほかならぬ。なお後漢書の倭国観の誤については、

既に屢々論じたが、『龍谷史壇』特別号「小笠原宮崎阿博士華甲記念史学論集」の中に、「倭の字の意味の変遷と魏志倭人伝の解釈との関係」と題する小論を発表した。

〔附記〕この稿の校正中私は榎一雄教授から氏の旧著『邪馬台国』の増補版をいただいた。伊都国以後の放射的説法は氏の創見にかかり、私は最も早くその卓見に服した。『シンボジウム邪馬台国』にのせた前記の論文でも前漢書西域伝の書例に照して微力ながらそれを補強した。併し私が氏の邪馬台国と女王国との同視説に賛同し難いことは井上氏の場合と同断である。然るに今回の増補版で私が異様に感じたことは、榎氏が「自『女王国』以北」の中に女王国『邪馬台国』を入れて、女王国が任命した一大率が女王国『邪馬台国』を檢察したとしても差しつかえないと論じていられることである。榎氏は「邪馬台国の置いた一大率が邪馬台国を檢察するというのは不思議に思われるかも知れないが、邪馬台国も広義の女王国の中の一国であることを考えると、邪馬台国をも含む八国全体の檢察機関があったとして決して不自然ではない」といわれるが、氏は私が前漢書西域伝の書例と対照して重視した里数と日数との差別、有の字と可の字との区別を無視せられ、戸数里数の数字が百位で計算されていようと十位で計算されていようと、お構いなしに、戸数と方角と行程との記事さえあれば「戸数道里の略載」である、とされていることは井上氏と同断である。だがたとい邪馬台国が広義の女王国中の一国であるとしても、広義の女王国王もまた狭義の女王国王にほかならないのだから、女王国王即ち邪馬台国王が任命した一大率が逆に主長たる邪馬台国王の上に立つて

これを檢察し、邪馬台国王を畏憚せしめるというようなことを「決して不自然ではない」といえるならば、凡そ国家机关の間における命令系統なるものが成立する根拠は全く存在しないことになるであろう。榎氏の創唱にかかる伊都国以後の列举的説法を真に意義あらしめるがためには、どうしても「戸数道里の略載」という「自『女王国』以北」の諸国の所在地を決定する条件に関する正しい読み方を見出して、このような明白な矛盾に陥ることを避けることが必要であると考える。榎氏は対馬国以下二十九国を広義の女王国の中に入れ、そしてそれが上記の如き矛盾した読み方を可能視される理由になっているが、それなら広義と狭義の二つの女王国と邪馬台国との関係をどうして判然と区別されるのであろうか。邪馬台国王が女王国王であるという基本的関係が動かない以上は上記の矛盾をまぬがれることはできないであろう。また榎氏の読み方に従うならば、広義の女王国については「自『女王国』以北」を考えることはできぬという奇怪な結果を招くことになるであろう。私は「自『女王国』以北」の中に女王国を含めてはならないことをこの拙稿の第六頁即ち本誌頁一五三に述べたとおりであると考えている。繰返していうが、私が前記の論文の結論で述べたとおり、倭人伝の初の「從『邪至倭』」の倭が倭国ではなく三十国から成る倭地であることを知り、倭人伝の戸数道里は前漢書の書例に従うて書かれていることを知れば、「自『女王国』以北」は不弥国まで六国の地方であることになって、一大率の檢察がむりなくわかると思う。